

仙台市都市公園バリアフリー特定事業計画
地区別計画《泉中央地区・長町地区》

令和3年11月（変更）

仙台市建設局公園課

目 次

1. 計画の位置づけ	1
1-1 計画の背景と目的	1
1-2 地区別構想で定める都市公園特定事業の概要	1
2. 計画の基本的事項	2
2-1 名称	2
2-2 整備目標年次	2
2-3 整備基準	2
2-4 対象事業	2
3. 事業を実施する都市公園	3
3-1 泉中央地区	3
3-2 長町地区	4
4. 公園別の事業計画	5
4-1 七北田公園（泉中央地区）	5
4-2 泉中央公園（泉中央地区）	7
4-3 八本松公園（長町地区）	9
参考資料	11
1 特定事業計画の作成について	11
2 意見交換会の実施概要	12

1. 計画の位置づけ

1-1 計画の背景と目的

本市は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）に基づき、平成 24 年 6 月に「仙台市バリアフリー基本構想全体構想」（以下「全体構想」という。）と「仙台市バリアフリー基本構想地区別構想《都心地区》」を策定しました。平成 27 年 3 月には「仙台市バリアフリー基本構想地区別構想《泉中央地区・長町地区》」（以下「地区別構想」という。）を策定し、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進を図ることとしました。

本計画は、バリアフリー新法第 34 条に基づき都市公園特定事業を計画的に実施するために、地区別構想において生活関連施設として位置づけられた都市公園について、バリアフリー化に必要な基本的な事業方針や具体的な事業内容等を定めることを目的としています。

1-2 地区別構想で定める都市公園特定事業の概要

全体構想では、『都市公園特定事業により整備される事業においては、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（平成 18 年 12 月 18 日国土交通省令第 115 号）」における事項について、バリアフリーの推進を図る』ものとしています。

また、地区別構想において、都市公園特定事業計画の基本的な考え方と事業方針、内容について以下のとおり示しています。

① 基本的な考え方

都市公園特定事業は、高齢者、障害者等の快適な利用に供するため、移動等の円滑化に必要な施設の改善に関する事業を推進します。

② 事業方針と留意すべき内容

都市公園特定事業計画に基づく都市公園のバリアフリー化の方針及び留意すべき内容は以下のとおりです。

方 針	内 容
○利用者が円滑に移動等できるよう施設の改善に努めます。	○特定公園施設（園路・広場を除く）については 1 以上の施設のバリアフリー化を進めます。 ○対象公園の設置目的等を踏まえ、主要な公園施設を設定し、バリアフリー化を進めます。 ○特定公園施設の種別ごとにそれぞれ 1 以上の施設及び主要な公園施設を結ぶ主動線を移動円滑化園路と定め、バリアフリー化を推進します。 ○バリアフリーの視点だけでなく、ユニバーサルデザインの考えに基づき、施設の整備や管理に取組みます。

2. 計画の基本的事項

2-1 名称

本都市公園特定事業計画の名称は、「仙台市都市公園バリアフリー特定事業計画《泉中央地区・長町地区》」とします。

2-2 整備目標年次

本計画は令和2年度（平成32年度）を目標に事業を進めてきたところですが、これまでの事業の進捗状況をふまえ、事業実施期間を令和7年度まで延長し、引き続き事業に取り組んでいきます。

2-3 整備基準

本市では、平成8年に「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」を施行し、ハートビル法の規定を踏まえより一層の充実を図ることを目的として独自の施設整備基準（以下「本市基準」という。）を定めて建築物等のバリアフリー化を推進してきました。

バリアフリー新法の施行に伴い、都市公園における移動等円滑化基準（以下「省令基準」という。）が定められましたが、省令基準と本市基準とを比較した場合に、本市基準において定めのない事項がある一方で、本市基準の方が省令基準より規制の厳しい内容等がみられました。そのため、省令基準を基本としつつ本市基準によりさらにバリアフリー化が図られる場合は、これを移動等円滑化基準として、バリアフリー化を推進します。

2-4 対象事業

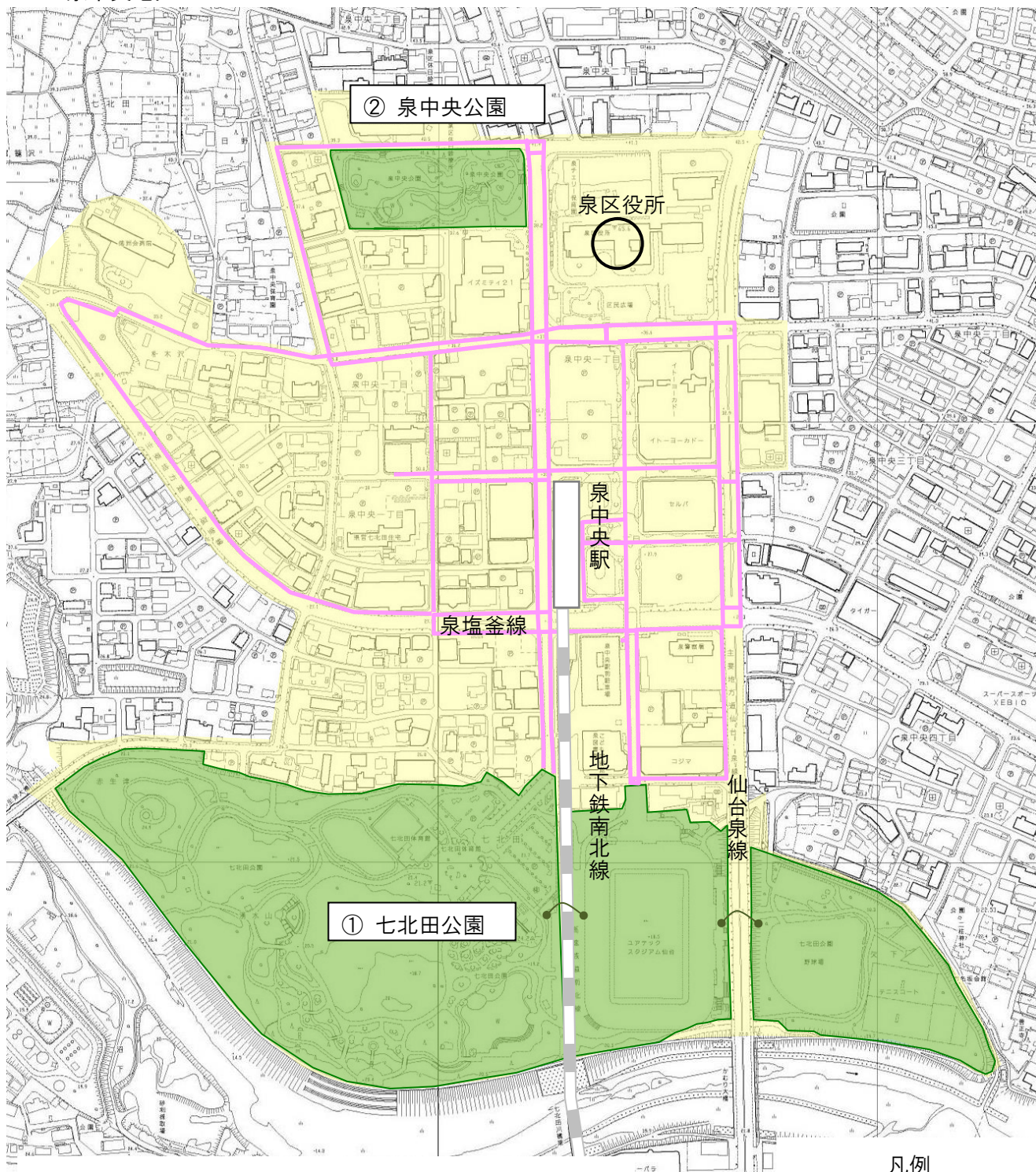
移動等円滑化基準に基づく施設の調査結果から施設の整備内容を検討するにあたっては、以下の事業を対象とします。

- ① 基準適合義務が伴う施設整備事業
- ② 長寿命化計画に基づく改修事業
- ③ 大規模な改修を伴う事業のうち特に緊急性が高く、計画期間内に実現可能な事業

3. 事業を実施する都市公園

地区別構想で生活関連施設に位置づけられた4つの公園（泉中央地区：七北田公園、泉中央公園、長町地区：八本松公園、あすと長町中央公園）のうち、バリアフリー化が完了しているあすと長町中央公園を除く公園について事業を実施します。

3-1 泉中央地区



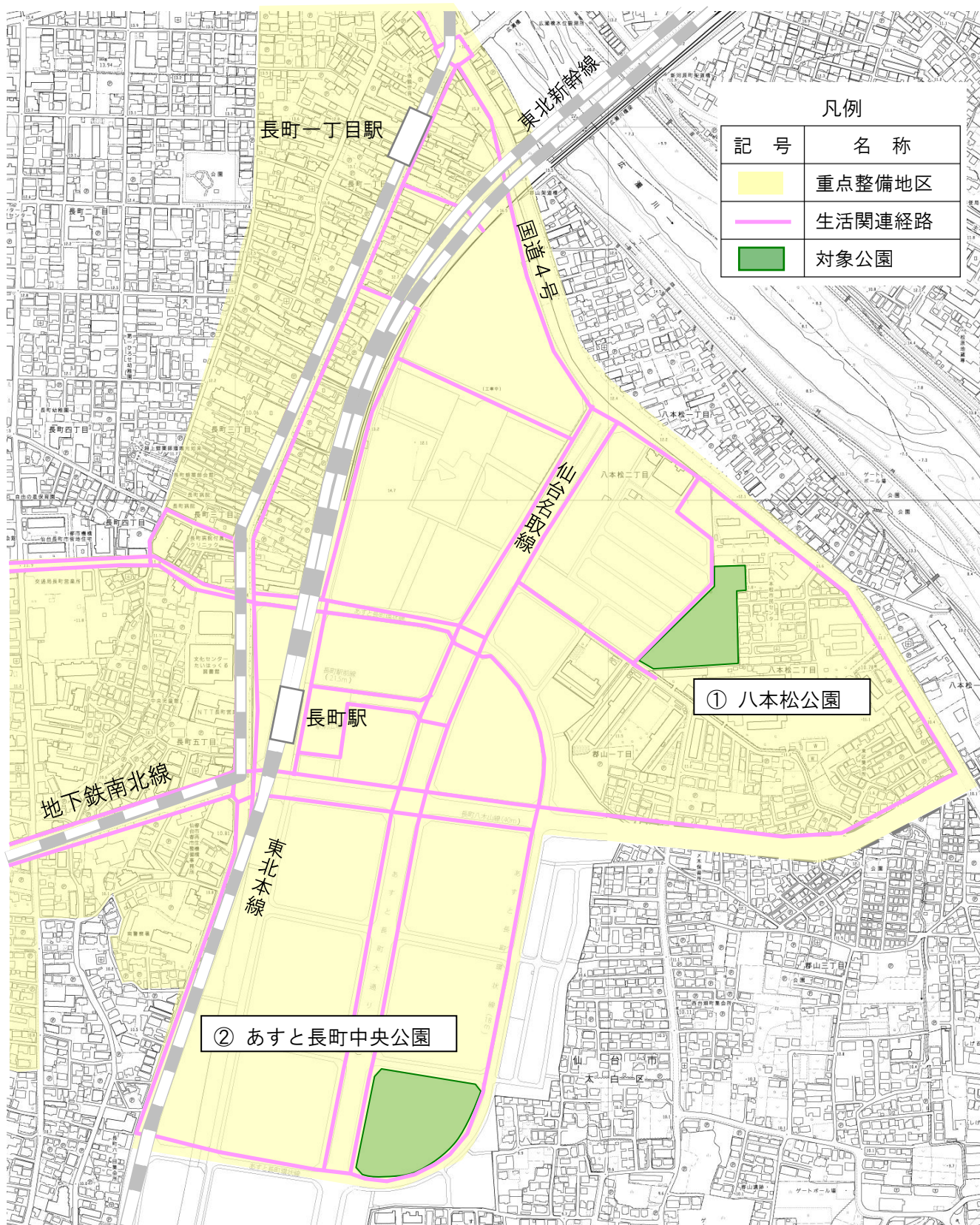
対象公園（生活関連施設）

No.	名称	面積	公園種別	備考
①	七北田公園	22.03ha	総合公園	
②	泉中央公園	1.91ha	近隣公園	

凡例

記号	名称
	重点整備地区
	生活関連経路
	対象公園

3-2 長町地区







対象公園（生活関連施設）

No.	名称	面積	公園種別	備考
①	八本松公園	1.04ha	近隣公園	
②	あすと長町中央公園	1.72ha	近隣公園	基準適合済

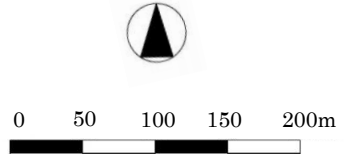
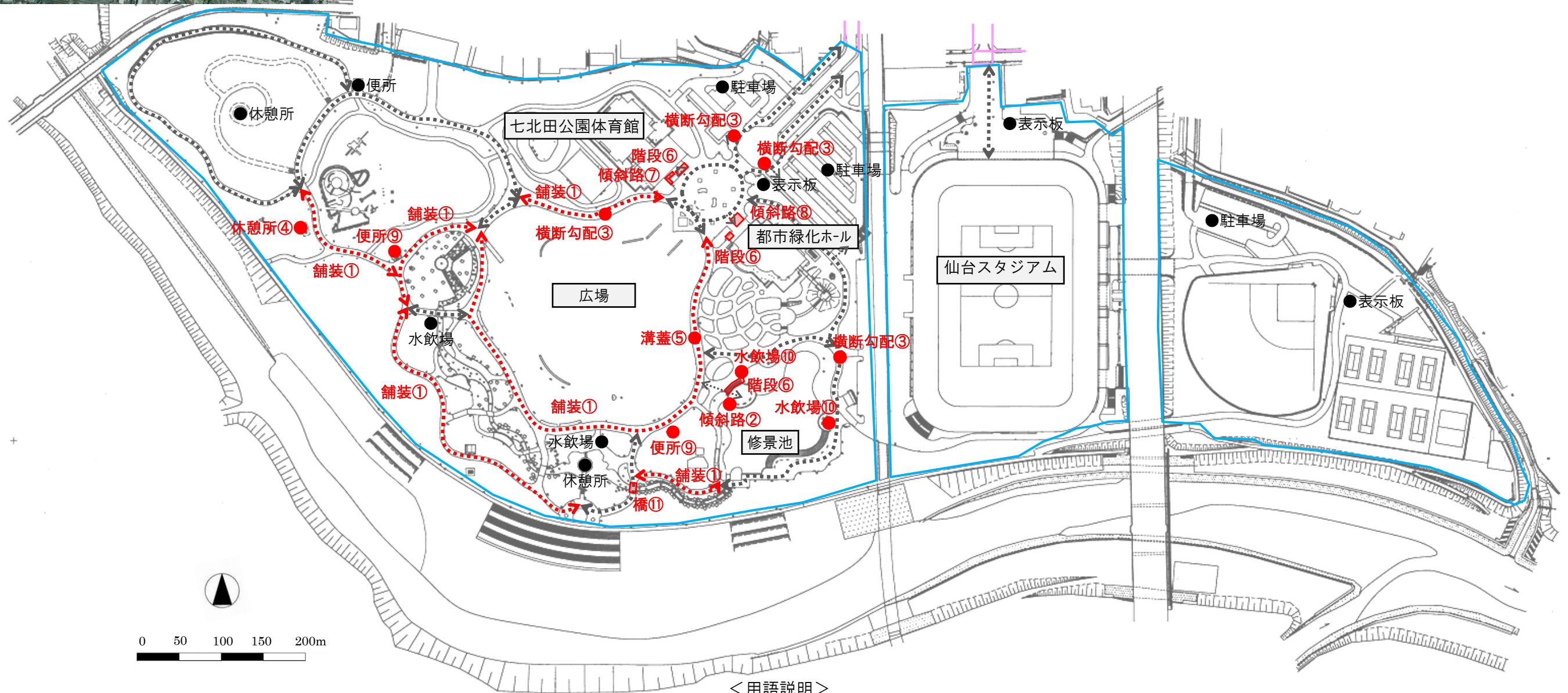
4. 公園別の事業計画

4-1 七北田公園（泉中央地区）

◆都市公園特定事業を実施する都市公園			
番 号	1	公園管理者	仙台市
公園名（種別）	七北田公園（総合公園）	公園面積	22.03ha
◆都市公園特定事業の内容及び実施予定期間			
特定公園施設	出入口、休憩所（四阿）、駐車場、便所、水飲場、都市緑化ホール、七北田公園体育館、仙台スタジアム、サイン・標識類		
事業概要	公園全体が通年で広場・遊具利用者等によりにぎわう場所であるとともに、七北田体育館・仙台スタジアム来場者等も多数訪れる場所であることを踏まえ、総合的なバリアフリー化を推進する。		
事業の内容	事業量	実施予定期間	備考
移動等円滑化園路の舗装の凸凹の解消	5ルート	平成29年度～令和7年度	
傾斜路の新設	1箇所	〃	
横断勾配の緩斜化（1%以下）	4箇所	〃	
休憩所へのアクセス路の設置	1箇所	〃	
溝蓋の交換（細目）	1箇所	〃	
階段への手すり及び点状ブロックの設置	3箇所	〃	
傾斜路の踊場拡大（長さ150cm以上）、手すり及び点状ブロックの設置	1箇所	〃	
傾斜路の緩斜化（6.6%以下）、横断勾配の緩斜化、手すり及び点状ブロックの設置	1箇所	〃	
便所の全面改修（段差解消・洋式化等）	2箇所	〃	
水飲場の更新	2箇所	〃	
橋と園路の取り合い部の段差の解消	1箇所	〃	
◆その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
市民の交流の場として、誰もが利用できる公園となるよう配慮する。 泉区の顔となる公園として景観や管理・運営と調和したバリアフリー化を図る。			
特記事項			
公園概況	公園は年間を通じて市民の交流の場として利用される泉区の顔となる公園である。平成2年度の公園整備完了から約31年が経過し、施設の老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー新法施行以前の整備であることから特定公園施設の多くが移動等円滑化基準に適合しておらず、施設の改修・更新が必要である。		
施設等の状況			
	都市緑化ホール南側の池	園路の状況	
			
	便所内部の状況	遊具広場近くの休憩所	

事業計画概要図

	特定事業の内容	事業箇所		特定事業の内容	事業箇所
①	移動等円滑化園路の舗装の凸凹の解消	5ルート	⑦	傾斜路の踊場拡大(長さ150cm以上)、手すり及び点状ブロックの設置	1箇所
②	傾斜路の新設	1箇所	⑧	傾斜路の緩斜化(6.6%以下)、横断勾配の緩斜化、手すり及び点状ブロックの設置	1箇所
③	横断勾配の緩斜化(1%以下)	4箇所	⑨	便所の全面改修(段差解消・洋式化等)	2箇所
④	休憩所へのアクセス路の設置	1箇所	⑩	水飲場の更新	2箇所
⑤	溝蓋の交換(細目)	1箇所	⑪	橋と園路の取り合い部の段差の解消	1箇所
⑥	階段への手すり及び点状ブロックの設置	3箇所			



〈図の凡例〉

	生活関連経路	名称	主要な公園施設
	特定公園施設		移動等円滑化園路

※赤書きは本計画における実施予定事業

〈用語説明〉

移動等円滑化園路…移動等円滑化基準に適合する園路等

特定公園施設…移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定める公園施設

屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識、及びそれらと出入口との間の経路を構成する園路及び広場

主要な公園施設…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設で、対象となる公園施設の設置目的を踏まえ、重要と認められるもの

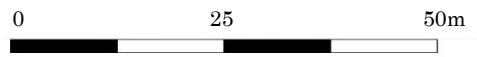
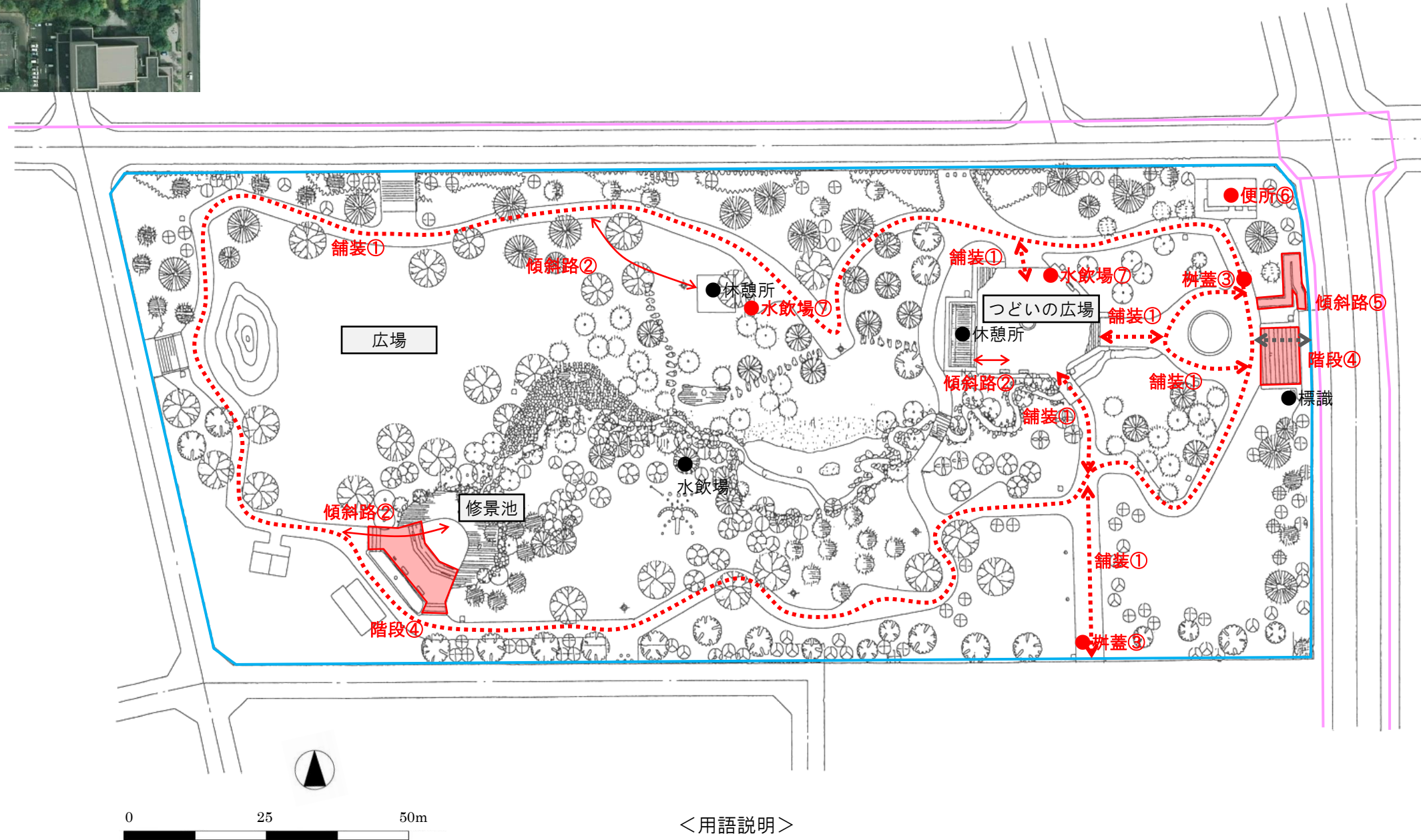
4-2 泉中央公園（泉中央地区）

◆都市公園特定事業を実施する都市公園			
番 号	2	公園管理者	仙台市
公園名（種別）	泉中央公園（近隣公園）	公園面積	1.91ha
◆都市公園特定事業の内容及び実施予定期間			
特定公園施設	出入口、休憩所（四阿・パーゴラ）、便所、水飲場、サイン・標識類		
事業概要	生活関連経路に面した出入口のスロープの改善を行うとともに、公園内の段差の解消、園路舗装の改修、便所のバリアフリー化を推進する。		
事業の内容	事業量	実施予定期間	備考
移動等円滑化園路の舗装の更新	6ルート	平成29年度～令和3年度	令和3年度完了
傾斜路の新設	3箇所	平成29年度～令和7年度	
柵蓋の交換（細目）	2箇所	平成29年度～令和2年度	令和2年度完了
階段への手すり及び点状ブロックの設置	2箇所	平成29年度～令和7年度	
傾斜路の幅員・踊場拡大、手すり及び点状ブロックの設置	1箇所	平成29年度～令和元年度	令和元年度完了
便所の全面改修（段差解消・洋式化等）	1箇所	平成29年度～令和2年度	令和2年度完了
水飲場の更新	2箇所	平成29年度～令和7年度	
◆その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
近隣住民の交流の場として、誰もが利用できる公園となるよう配慮する。			
特記事項			
公園概況	公園は年間を通じて近隣住民の交流の場として利用される公園である。平成6年度の公園整備完了から約27年が経過し、施設の老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー新法施行以前の整備であることから特定公園施設の多くが移動等円滑化基準に適合しておらず、施設の改修・更新が必要である。		
施設等の状況			
	休憩所（パーゴラ）の状況		休憩所（四阿）の状況
			
	園路の状況		便所の状況（多機能便所）

事業計画概要図



	特定事業の内容	事業箇所		特定事業の内容	事業箇所
①	移動等円滑化園路の舗装の更新	6ルート	⑤	傾斜路の幅員・踊場拡大、手すり及び点状ブロックの設置	1箇所
②	傾斜路の新設	3箇所	⑥	便所の全面改修（段差解消・洋式化等）	1箇所
③	柵蓋の交換（細目）	2箇所	⑦	水飲場の更新	2箇所
④	階段への手すり及び点状ブロックの設置	2箇所			



〈図の凡例〉

	生活関連経路	名称	主要な公園施設
	特定公園施設		移動等円滑化園路

※赤書きは本計画における実施予定事業

〈用語説明〉

移動等円滑化園路…移動等円滑化基準に適合する園路等

特定公園施設…移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定める公園施設

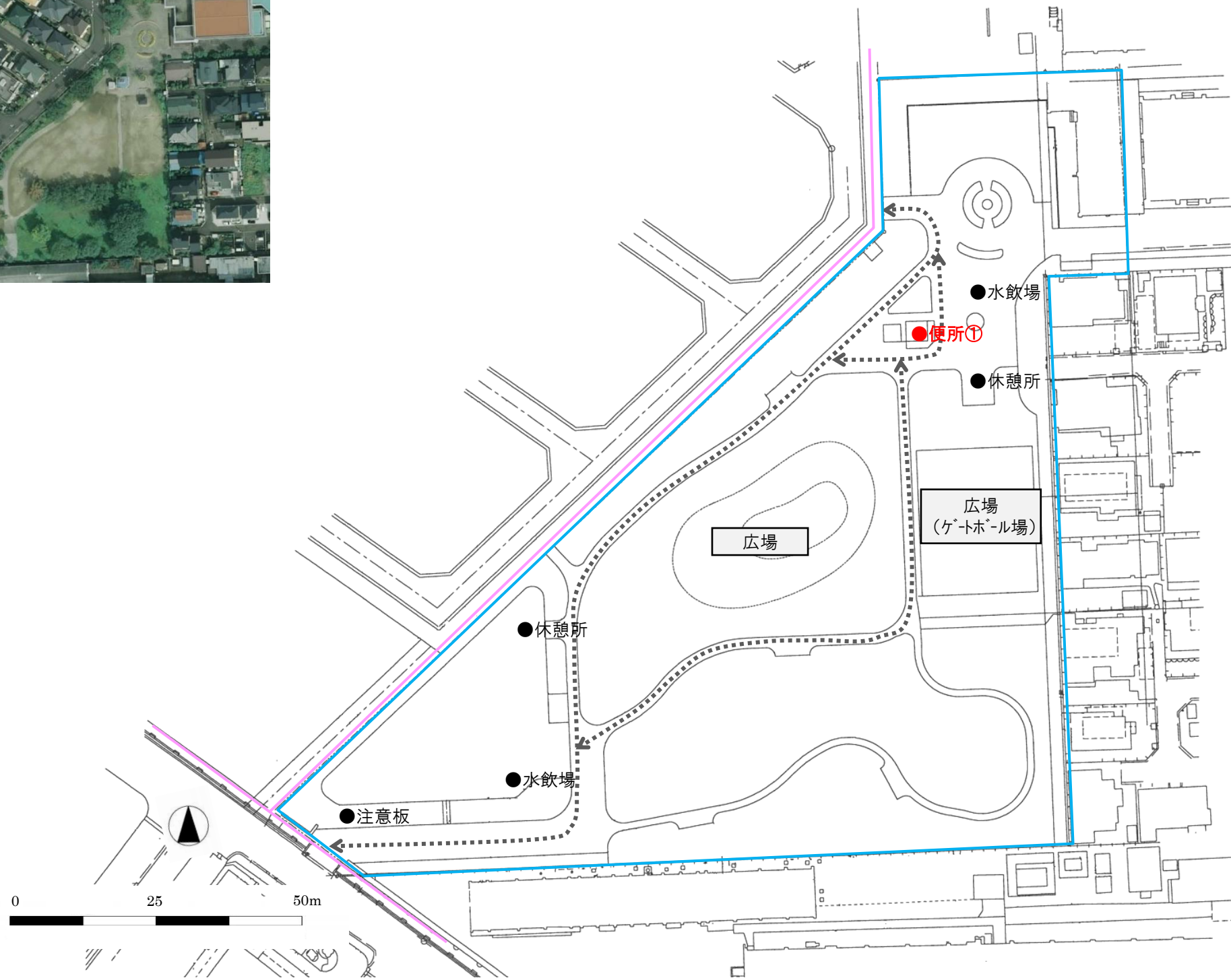
屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識、及びそれらと出入口との間の経路を構成する園路及び広場

主要な公園施設…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設で、対象となる公園施設の設置目的を踏まえ、重要と認められるもの

4-3 八本松公園（長町地区）

◆都市公園特定事業を実施する都市公園				
番 号	3	公園管理者	仙台市	
公園名（種別）	八本松公園（近隣公園）	公園面積	1.04ha	
◆都市公園特定事業の内容及び実施予定期間				
特定公園施設	出入口、休憩所（四阿）、便所、水飲場、サイン・標識類			
事業概要	便所内への手すりの設置を行う。			
事業の内容		事業量	実施予定期間	備考
一般便所の洗面台及び男子用小便器への手すり設置		1箇所	平成29年度	平成29年度完了
◆その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項				
近隣住民の交流の場として、誰もが利用できる公園となるよう配慮する。				
特記事項				
公園概況	本公園は昭和63年度に開園して以降、平成21年度に公園再整備が完了し、便所内の手すり設置を除くバリアフリー化が図られている。			
施設等の 状 況				
	広場の状況		園路の状況	
				
	南側出入口の状況		多機能便所と一般便所	

事業計画概要図



	特定事業の内容	事業箇所
①	一般便所の洗面台及び男子用小便器への手すり設置	1箇所

〈図の凡例〉

	生活関連経路	名称	主要な公園施設
	特定公園施設		移動等円滑化園路

※赤書きは本計画における実施予定事業

〈用語説明〉

特定公園施設…移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定める公園施設
 屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、
 掲示板、標識、及びそれらと出入口との間の経路を構成する園路及び広場
 主要な公園施設…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設で、
 対象となる公園施設の設置目的を踏まえ、重要と認められるもの

参考資料

1. 特定事業計画の作成について

1) 特定事業計画で定める事項

本都市公園特定事業計画では、法に規定された事項の他、仙台市におけるこれまでのバリアフリー化に関する取組みの経緯等を踏まえて以下の点について定めることとします。

① 事業方針

事業を進めるための基準や整備内容を決定するための基本的な方針について定めます。

② 特定事業を実施する都市公園

対象公園のうち特定事業を実施する都市公園を定めます。

③ 特定事業の内容及び実施予定期間

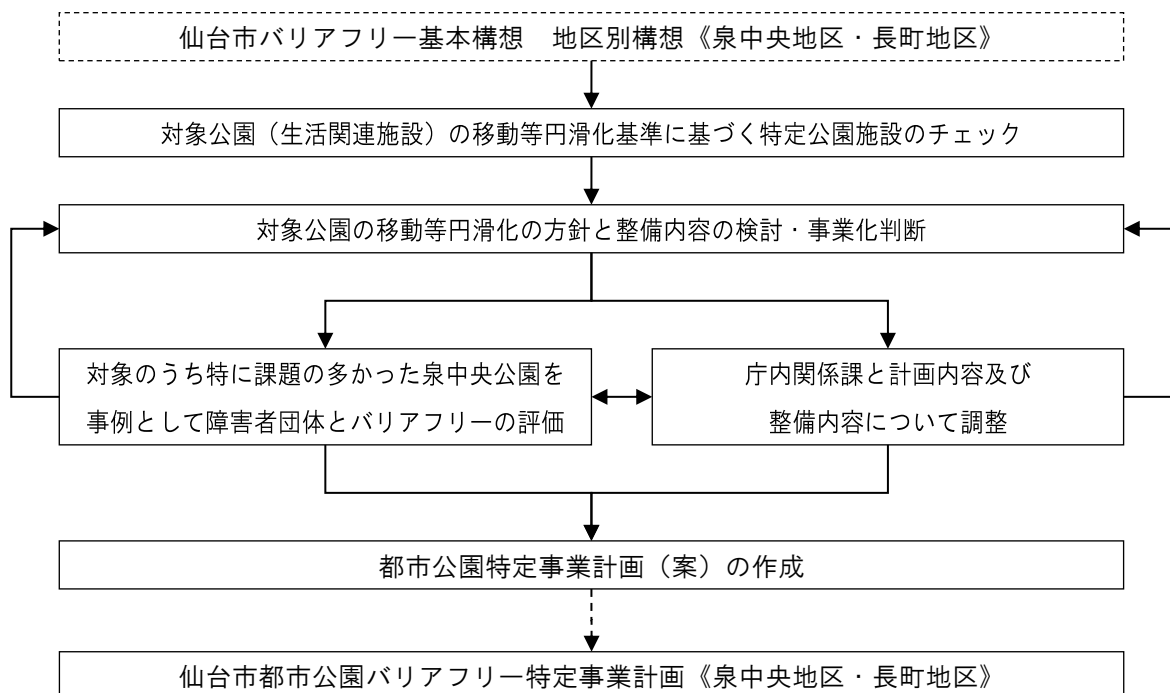
事業方針に基づき整備を図る内容を定め、事業の実施予定期間を定めます。

④ その他特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

事業の着手にあたり配慮すべき事項について定めます。

2) 特定事業計画の作成手順

特定事業計画の策定に向けて、以下の流れで作業を行います。



2. 意見交換会の実施概要

1) 目的

バリアフリーの事業計画を策定するにあたり、意見交換会を開催し、日頃感じていること、対象となる公園を見て改めて問題だと考えられること等についてご意見をいただきました。

2) 日時及び場所

日時：平成28年3月15日（火）13：15～15：30

場所：泉中央公園、泉区役所5階（503会議室）

3) プログラム

- ① 現地点検（13:15～14:00）： 泉中央公園内の施設をバリアフリーの観点から点検
（移動及び休憩）
- ② 意見交換（14:30～15:20）： 現地点検の結果を地図上に落とし込み
- ③ 結果発表（15:20～15:25）： 主な意見の発表
- ④ 閉会挨拶（15:25～15:30）： 閉会にあたって

4) 市民出席者

- | | | |
|----------------|---|----|
| 仙台市視覚障害者福祉協会 | : | 2名 |
| 宮城県脊椎損傷者協会仙台支部 | : | 1名 |
| 仙台市障害者福祉協会 | : | 1名 |

5) 当日の様子

● 現地点検（泉中央公園）



泉区役所 1 階ロビーにて意見交換会の趣旨を市から説明しました



現地点検①：休憩所（四阿）を点検していただきました



現地点検②：水飲み場を点検していただきました



現地点検③：階段の昇り降りを点検していただきました

● 意見交換（泉区役所 5 階会議室）



現地点検終了後、泉区役所 5 階会議室で意見交換を行いました



現地点検に基づいて、ご感想やご意見を多くいただきました

6) 意見の内容

公園全体について

■ 公園内を自由に歩けるように誘導ブロックが欲しい(経路はシンプルにし、外周を一周回ることができ、トイレ、水飲み、休憩所程度に行けるように)

■ 下肢障害者にとっては、園路沿いに休めるところがあるとよい(ベンチ等)

■ 園路が砂利道なので舗装してあるとよい

▲ 園路の勾配は通れないという程ではなく、むしろ段差と砂利が問題

▲ 公園入口に誘導ブロック(点状)がなく、視覚障害者が道路を歩いて来たときに、公園がどこにあるか分からない

▲ 水飲み場は車いすでは利用不可

▲ 入口に段差がある(一般入口)
▲ 全面的な更新が必要(一般ブースは和式のみ、多目的トイレも内容が古い)
○ 建物は洒落ていてよい

▲ 階段のみの出入口は車いすが通れない(スロープが必要)

▲ 四阿に近づけるようスロープが必要
▲ 入口の石段の凹凸が多く下肢障害者には危険

▲ 水飲み場のグレーチングが荒く、白杖が刺さってしまう

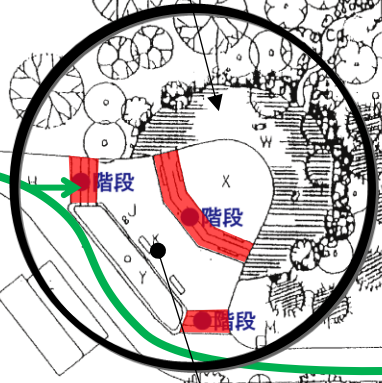
▲ 勾配が急で車いすでの通行が大変(勾配6%)

▲ 幅員が狭くすれ違いが難しい
■ 勾配は問題ないが、もう少しゆるい方が良い
■ らせん状のスロープは使いづらい(直線的なスロープの方が、行き先が分かりやすくよい)

■ 園名板が小さく目立たないので、公園をPRするサインがほしい

■ 階段の幅が広いので、すぐ脇にスロープがあってもよいのではないかと(今のスロープは分かりづらい)

▲ 多目的トイレがない
▲ 入口に段差、勾配があり車いすでは近づけない
▲ 全面的な更新が必要(和式しかない)



凡例
▲ 問題点
■ 要望
○ よかった点
緑色は視覚障害者の意見
青色は車いす利用者の意見
赤色は介助者の意見
黒色は共通の意見

▲ 階段のみでスロープがないため、車いすでは近づけない
▲ 階段を降りてすぐのところは溝になっていて危険

▲ 休憩所アクセス部に段差があり車いすでは上がれない(段差12cm)

▲ 勾配が急で舗装が砂をかぶっており、車いすでは通りにくい(勾配5.5%)

